

マイナンバーカード

※食費等の物価高騰の影響を受けて収入が減少したひとり親世帯以外の子育て世帯の方は必ずご確認ください。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する生活の支援をするため給付金の支給を実施します。

支給対象者

次のいずれかに該当する方
 (1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象となつた方【申請不要】

(2) 令和5年1月1日以降の収入が食費等の物価高騰の影響を受けて急変し、住民税非課税世帯相当の収入（※収入基準額表参照）となつた方【要申請】

対象児童（支給対象者（1）以外）
 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の支給対象については20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月29日まで）に生まれ

た新生児等も対象になります。
 支給額
 支給対象児童
 1人あたり5万円

支給手続きについて

(1) に該当する方は
 申請不要です。
 対象となる方へは5月31日（水）に支給予定です。

(2) に該当する方は
 申請が必要です。

申請書等は町ホームページに掲載している他、窓口での配布や郵送もしています。申請書等に必要事項をご記入後直接、または郵送でご提出ください。審査後、要件を満たす場合、指定口座へお振り込みします。

世帯の人数	収入の目安	収入の目安（月額）
2人（父または母+子1人など）	1,378,000円	114,833円
3人（夫婦+子1人など）	1,680,000円	140,000円
4人（夫婦+子2人、夫婦+子1人+扶養親族1人など）	2,097,000円	174,750円
5人（夫婦+子3人、夫婦+子2人+扶養親族1人など）	2,497,000円	208,083円
6人（夫婦+子4人、夫婦+子2人+扶養親族2人など）	2,897,000円	241,416円

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

食費等の物価高騰による影響が長期化する中で、ひとり親世帯の生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

対象者

① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育されている方に支給されます。

令和5年2月分から5月分までの児童手当を6月12日（月）に指定口座へ振り込みますので、受給者の皆さまは入金をご確認ください。

町民税課税通知書の確認をお願いします

児童を養育している方の所得額が表1の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

現在受給資格のない方の所

6月12日(月)児童手当支給のご案内

得が所得上限限度額を下回つたときには、認定請求書の提出が必要となります。その場合、町民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内に必ず児童手当の認定請求書を提出してください。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

現況届の提出をお願いします

令和4年度から現況届の提出は原則不要ですが、次に該当する方は現況届の提出が必要です。

① 配偶者からの暴力等により、

表1

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	858	1,071
1人（児童1人の場合等）	896	1,124
2人（児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	934	1,162
3人（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	972	1,200
4人（児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	1,010	1,238
5人（児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等）	1,048	1,276

ている方と同じ水準の収入となつている方
 ※所得制限があります。
 支給額
 対象児童一人あたり5万円
 申請方法
 ①に該当する方
 該当者には、5月29日（月）に長野県から支給予定です。
 ②に該当する方
 該当者には、6月中に案内

収入見込額では上記の収入基準額表の条件を満たさない場合は、所得見込額での判定を行い、基準額以下であれば給付されます。
 ※簡易な所得見込額の申立書にて、所得額の計算ができます。詳しくは、ホームページをご確認ください。

申請期限

令和6年2月29日（木）必着

申請・問い合わせ先

(1) に該当する方で児童手当を受給している場合
 町民課 子育て係
 (32) 3114

(2) に該当する方
 保健福祉課福祉係
 (32) 6522

制度全般に関するご相談
 こども家庭庁「コールセンター」
 0120(400)903



町ホームページはこちら

6月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 町県民税（1期分）
- 国民健康保険税（1期分）
- 保育料（6月期分）
- 町営住宅使用料（6月期分）
- 上水道使用料（6月期分）
大口5月使用分、一般4・5月使用分
- 下水道使用料（6月期分）
大口5月使用分、一般4・5月使用分（町営水道区域）
一般2・3月使用分（佐久水道区域）
- 農集排使用料（6月期分）
2・3月使用分
- 個別排水使用料（6月期分）
4・5月使用分

納期限
6/30 金曜日

「みよたメール配信サービス」登録2次元コード
 詳しくは「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。



住民票の住所地在町田町と異なる方
 ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
 ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
 ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者
 ⑤ その他、町から提出の案内があった方

変更事項があったときは、町に届け出てください

① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
 ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市

区町村や海外への転出を含む）

③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
 ④ 一緒に児童を養育する配偶者がいなくなったとき
 ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
 ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
 ⑦ 国内で児童を養育している者として海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

問い合わせ先

町民課 子育て係
 (32) 3114